

記入例

必ず裏面の注意事項を御確認ください

監護相当・生計費の負担についての確認書

事務処理欄※記入しないでください。

※受付年月日：令和 . .

※請求番号：

(宛先) 秦野市副市長

私は、以下に記載する者(注)について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費を負担していること(以下「監護相当・生計費の負担」という。)を下記のとおり申し立てます。申立てが真正であることの証明を求められた場合は、関係する書類を提出します。

注 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、施設等に入所等している者でないもの(詳細は裏面を参照)

記

1	ふりがな 氏名 たんざわ いちろう 丹沢 一郎	続柄 子	生年月日 平成 15 年 9 月 1 日	個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0	同居・別居 の別 同・別	海外留学をしている場合 の出国年月 令和 年 月	住所(別居の場合のみ記入)
職業等(いずれかに○)※ 学生 ○無職 ○その他	通学先(学生の場合のみ) 1. 高等学校 2. 四年制大学 3. 短大・専門学校 4. その他()	卒業予定時期(学生の場合のみ) 令和 年 月	申立人による監護相当の状況(いずれかに○) 1. 同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2. 別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である	申立人による生計費の負担の状況(該当するものすべてに○) 1. 生活費(食費、家賃等) 2. 学費 3. その他()			
ふりがな 氏名 たんざわ じろう 丹沢 次郎	続柄 子	生年月日 平成 16 年 12 月	個人番号 22歳年度末より前に卒業予定年月が到来する場合は、卒業予定年月の到来前に、卒業後も監護・生計費の負担をする旨の申立てが必要です。※改めて本確認書を送付しますので、提出をお願いします。	同居・別居 の別 同・別	海外留学をしている場合 の出国年月 令和 年 月	住所(別居の場合のみ記入) □同上 △△県○○市××町1丁目**	
職業等(いずれかに○)※ ○学生 無職 ○その他	通学先(学生の場合のみ) 1. 高等学校 2. 四年制大学 3. 短大・専門学校 4. その他()	卒業予定時期(学生の場合のみ) 令和 7 年 3 月	申立人による監護相当の状況(いずれかに○) 1. 同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2. 別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3. その他()	申立人による生計費の負担の状況(該当するものすべてに○) 1. 生活費(食費、家賃等) 2. 学費 3. その他()			
ふりがな 氏名 たんざわ はなこ 丹沢 花子	続柄 子	生年月日 平成 18 年 2 月 20 日	個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 3 0	同居・別居 の別 同・別	海外留学をしている場合 の出国年月 令和 年 月	住所(別居の場合のみ記入) ☑️同上	
職業等(いずれかに○)※ ○学生 無職 ○その他	通学先(学生の場合のみ) 1. 高等学校 2. 四年制大学 3. 短大・専門学校 4. その他()	卒業予定時期(学生の場合のみ) 令和 10 年 3 月	申立人による監護相当の状況(いずれかに○) 1. 同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2. 別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3. その他()	申立人による生計費の負担の状況(該当するものすべてに○) 1. 生活費(食費、家賃等) 2. 学費 3. その他()			

※ 学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつける。

記載内容について上記のとおり相違ありません。

令和 7 年 ○ 月 ○ 日

【申立人】(児童手当の請求者・受給者)

氏名 丹沢 太郎

住所 秦野市桜町△-□-×

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

記入にあたっての注意事項

「監護相当・生計費の負担についての確認書」の記入、提出により、大学生年代（年度末（3月31日）の年齢が19歳～22歳）の 子どもの養育状況を確認します。
しかし、大学生年代の子どもと高校生年代以下の子どもを合わせて3人以上養育していない方については、記入いただく必要はありません。

■ 大学生年代の子ども（年度末（3月31日）の年齢が19歳～22歳の子ども（22歳に達する日以後最初の3月31日まで））について

- ・同居の場合は、学費、家賃、食費など、少なくとも一部を父母が負担している場合
- ・別居の場合は、学費や生活費の少なくとも一部を父母が仕送りしている場合
- ・就職し、自ら生計を維持している子どもについては、父母が子どもを養育し、かつ、生活費の一部を負担しており、これを欠くと通常の生活を維持することができない場合
- ・海外に留学中の場合は、在学証明書・訳文の提出のほか、次の(1)から(3)の要件を満たす場合に支給対象となります。
 - (1) 日本国内を転出した前日までに、日本国内に継続して3年以上、住民登録があること。
 - (2) 教育を受けることを目的として海外に居住し、父母等と同居していないこと。
 - (3) 日本国内を転出した日から留学の期間が4年以内であること。
- ・以下に掲げる者を除いた者について記載してください。
 - (1) 児童福祉法に規定する延長者
 - (2) 児童自立生活援助を受けている者（2か月以内の期間を定めて行われる援助を除く。）
 - (3) 母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設又は女性生活支援施設に入所又は入院している者（2か月以内の期間を定めて行われる入所を除き、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属する者に限る。）